ベルギー王国、ベリーズ、ベナン共和国、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルキナファソ、ブルガリア共和国、カーボベルデ共和国、カンボジア王国、カメルーン共和国、カナダ、チャド共和国、チリ共和国、中華人民共和国、コロンビア共和国、コモロ連合、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、キューバ共和国、コンゴ民主共和国、クロアチア共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ国、エクアドル共和国、エストニア共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ジョージア、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、ハイチ共和国、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル国、イタリア共和国、日本国、ヨルダン・ハシェミット王国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、大韓民国、クウェート国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、レソト王国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マラウイ共和国、マレーシア、マルタ共和国、モーリシャス共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ネパール、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ナイジェリア連邦共和国、北マケドニア共和国、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、パナマ共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、カタール国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、セントルシア、サウジアラビア王国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、シンガポール共和国、南アフリカ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦、東ティモール民主共和国、トーゴ共和国、トンガ王国、トルコ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ベトナム社会主義共和国、ザンビア共和国、欧州連合、中国香港、中国マカオ並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域

令和七年十月二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百九十一号

令和七年九月十二日にナイロビ（ケニア）で、ソマリア連邦共和国におけるモガディシュの漁業コミュニティにおける持続可能な漁業管理及び漁獲後処理のための拠点整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

令和七年十月二日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　モガディシュの漁業コミュニティにおける持続可能な漁業管理及び漁獲後処理のための拠点整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千九百万円

3　署名者

日本側　松浦博司在ソマリア大使（ケニアにて兼轄）

国際連合食糧農業機関側　エティエンヌ・ペーターシュミット在ソマリア事務所代表

○農林水産省告示第千四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字樋口字河子沢三九の一、三九の一四、三九の一五、三九の二三から三九の三五まで、字佛沢四〇の一から四〇の三まで、字横蕗四一の一から四一の三まで、字樋ノ沢四二の一（次の図に示す部分に限る。）、四二の三、四二の五、四二の六、四二の八から四二の一一まで、字前林四三の一から四三の四まで、四三の六七、字大久保四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊﨑田字三方境三九六九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町中之内字川頭三二三四（次の図に示す部分に限る。）、三二三二の四、三二三五、字椋段三五三〇の五、三五四一の一、三五四一の三、三五四一の五、三五四一の八、三五四一の一二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町南俣字轟木八七四二の四から八七四二の八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町下財部字松箒四一二九の一三、四一二九の二五、字中山六八〇一の五六、六八〇一の六九、六八〇二の二八、六八〇二の二九、六八〇六の一八、六八〇六の二〇、六八〇六の二八、六八〇六の三八、六八〇六の三九、六八〇六の四七、六八〇六の六九

二　指定の目的　水源の涵養